

1. 年金事務所などの窓口で相談するとき

相談窓口においでになる方	お持ちいただきたいもの	
本人	年金相談をされるとき	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類 本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類 本人確認ができる書類
代理人(家族も含む)	年金相談をされるとき	<ul style="list-style-type: none"> 本人の委任状(本人の署名・押印があるもの) 代理人の本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	<ul style="list-style-type: none"> 本人の委任状(本人の署名・押印があるもの) 代理人の本人確認ができる書類 本人の印鑑(証明書などの(再)交付を受けるときなど)
家族(委任状がない場合)	年金相談をされるとき (本人が身体の障がいなどにより窓口においでになれないときは、右記の書類を揃え、相談ください)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など 施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) 窓口においでになる方で自身の本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	<ul style="list-style-type: none"> 年金相談をされるときと同じになります。 ※証明書などは、その場でお渡しできません。

※「家族」とは、本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹などの2親等以内の親族、およびその配偶者、または同居の親族をいいます。
 ※本人確認ができる主な書類
 個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
 ※証明書などの(再)交付申請について、年金事務所などの窓口でお渡しできる書類とお渡しできない書類があります。お渡しできない書類は、後日、日本年金機構に登録されているご本人の住所あてに郵送します。詳しくは窓口でご確認ください。
 ※委任状は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
 上記の書式をご使用にならない場合は、次の内容をご記入ください。
 委任状を作成した年月日、本人の基礎年金番号と年金コード、本人の署名・押印、生年月日、住所、委任する内容、代理人の氏名・住所・本人との関係

2. 電話で年金相談をされるとき

電話される方	個人の記録などに関する相談内容のとき	
本人	本人確認	基礎年金番号、氏名、生年月日、住所など
	相談できる内容	受取先金融機関などは、電話でお答えすることはできません。
家族	本人確認	本人及び電話される方の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、続柄、電話番号、本人が直接相談することができない理由など
	相談できる内容	日本年金機構から送付された通知書の内容に関することに限ります。その他の相談については、電話でお答えすることはできません。

- 相談窓口**
- ① 土浦年金事務所 お客様相談室(給付に関する相談・請求・諸変更届出など)
 - ② 街角の年金相談センター土浦(対面による年金相談のみ)
 - ③ 龍ヶ崎市商工会 毎月第4金曜日(午前10時～午後2時30分)
取手市商工会 毎月第1木曜日(午前10時～午後2時30分)
 - ④ 土浦年金事務所 国民年金課 国民年金の諸届出・相談など ※予約不要
- ※上記①～③へ相談の際は、電話予約が必要となりますので、ご注意ください。

- 問い合わせ先** 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211(内線236)
- 予約申し込み先**
- ①～② ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6700-1165
 - ③ 土浦年金事務所お客様相談室 ☎029-825-1170
 - ④ 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

知って得する!
年金情報
 あれこれ
年金相談をする時の必要なものを確認しよう!

『土砂災害警戒情報システム』
 くぼうさい掲示板

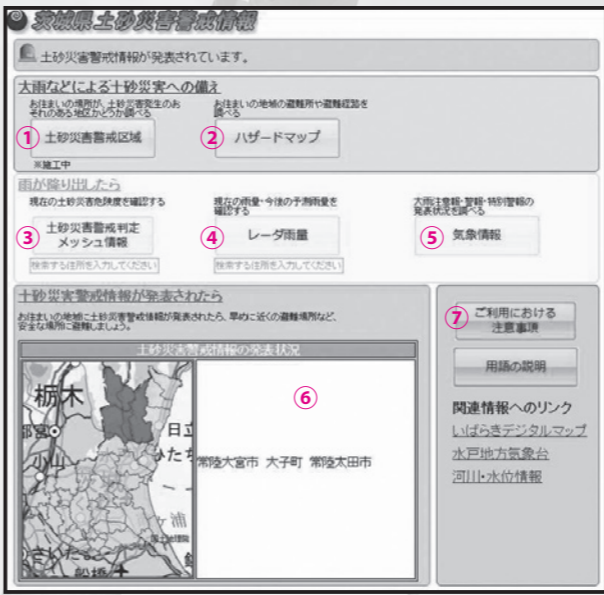
平成19年6月より、大雨による土砂災害発生のおそれが高まったときに、市町村長の避難勧告などの発令や住民の自主避難の判断などの参考となるよう、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表しています。

土砂災害警戒情報システムとは

市町村長の避難勧告などの発令や住民の自主避難の判断などを支援するために構築され、土砂災害警戒情報に関する詳細な情報や気象情報をはじめ、日頃から土砂災害への備えを行うために知っておくべき情報など、土砂災害から身を守るために必要なさまざまな情報を、インターネットを通じて提供しているシステムです。

- 土砂災害から身を守るためには!
- ①日頃から、土砂災害への備えを怠らない!
 - ②「避難勧告」が発令されたら、直ちに避難する!
(高齢者などは、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難を開始しましょう!)
- また、今後の雨の降り方により土砂災害の危険度が高まってくると予想できる際は、避難勧告を待たずに**自主避難**してください。
 土砂災害は、いつ起こるか分かりません。高齢者の方や周囲の人などにも声を掛け、早めの避難を心がけましょう!

【システムの紹介】(トップページ)



- ① 土砂災害発生のおそれがある区域(土砂災害警戒区域)を確認できる地図を表示します。
 - ② 土砂災害ハザードマップを閲覧できる市町村のホームページを表示します。
 - ③ 土砂災害が発生する現在の危険度を確認できる地図を表示します。
 - ④ 現在の雨量や今後の予測雨量を確認できる地図を表示します。
 - ⑤ 気象庁の気象警報のホームページを表示します。
 - ⑥ 現在の土砂災害警戒情報の発表状況を表示しています。
 - ⑦ このホームページをご利用する際の注意事項や用語の説明を表示します。
- ※表示された場所をクリックすると、内容が表示されます。



右記QRコードまたは『茨城県土砂災害警戒情報システム』と検索してご覧ください。
 HP <http://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>



問い合わせ先
 茨城県土木部河川課ダム砂防室
 ☎029-301-4480

あなたの犬・ねこはご近所から好かれてますか?

飼い主としての義務

- ・犬には必ずリードを付けましょう。
- ・無駄吠えしないようにしつけしましょう。
- ・「ふん」の始末は必ずしましょう。
- ・飼い猫は室内飼養するようにしましょう。

飼犬には一生に1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。
 また、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」において飼い主の努力義務として飼い猫の屋内飼養を規定しています。

問い合わせ先 役場 環境対策課 ☎68-2211(内線253)